

告 示 第 3 3 1 号

令和 6 年 3 月 2 7 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

令和 6 年度立地企業 P R 職場見学会開催業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格
について（告示）

令和 6 年度立地企業 P R 職場見学会開催業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必
要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技への参加を希望する者は、下記要領により企画提案競技
参加申込書に必要書類を添えて提出してください。

記

1 業務の概要

立地企業の人材確保支援を目的として、学生等が企業を訪問し、職場見学や従業員との意
見交換を行い、立地企業（I C T 企業及びコールセンター・事務処理センター）への理解促
進や認知度向上を図るツアー型の職場見学会を開催する。

2 資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる(1)から(9)までの要件を全て満たしてい
ることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者で
あること。
- (2) 納期の到来している市税（本市内に営業所等がないため本市に納税義務がない場合は、
納期の到来している市区町村税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申込み時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平
成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2
号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない
者であること。
- (5) この告示の日から企画提案競技参加申込期限の日までの間において、本市が行う契約か

らの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (7) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係・人的関係がないこと。
- (8) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (9) 令和3年度以降に、職場見学会、合同企業説明会又は学生（大学・大学院、短大又は専門学校）を対象とした事業を受託した実績を有すること。

3 提出要領

(1) 受付期間

令和6年3月27日（水）から同年4月15日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。なお、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、ウ及びエの書類の提出を省略することができる。

ア 企画提案競技参加申込書（様式第1）

イ 事業者概要（様式第2）

ウ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（写しでも可）

エ ウ以外の法人については、法人登記簿謄本（写しでも可）

オ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（写しでも可）

カ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3）（写しでも可）

キ 決算書（直近の貸借対照表及び損益計算書）

ク 業務実績（様式第3）

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出方法

直接持参又は郵送（提出期間内必着）

(6) 提出場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市産業局産業振興部産業創出課（みなと大通り別館5階）

電話 099-216-1314

(7) 注意事項

- ア 書類の提出に当たっては、(3)のアからクまでを記載の順にとじて提出すること。
- イ 証明書類は、証明年月日が書類提出日前3か月以内のものとする。ただし、市税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類については、この告示の日以降のものを提出すること。
- ウ 本企画提案競技の参加に際しては、別に定める令和6年度立地企業PR職場見学会開催業務委託契約に係る企画提案競技（プロポーザル）実施要領を確認すること。

4 その他

令和6年度立地企業PR職場見学会開催業務委託契約に係る企画提案競技（プロポーザル）実施要領等については、鹿児島市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができる。